

# 第1章

## 地域福祉計画について

## 1. 地域福祉計画とは

### (1) 計画策定の趣旨

わが国では、少子高齢化や都市への人口集中、核家族化の進展に加え、一人ひとりの価値観や生活様式の多様化など、社会環境の変化に伴い、人と人とのつながりが次第に希薄化し、家庭や地域で支え合う力が弱まりつつあります。そのような中、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、さらには、ひきこもりや子育て家庭の孤立、虐待、経済的困窮、自殺など様々な課題が表面化してきています。

このように、市民の福祉ニーズが多様化する中、従来の高齢者・子育て・障がいといった、制度・分野ごとの縦割りで整備されてきた公的サービスだけでは対応が難しくなっています。

そこで、公的なサービスを基本としつつ、市民が「支える側」と「支えられる側」にわかれるのではなく、地域住民や地域の多様な人・団体・機関が「我が事」として参画し、お互いに支え合うことにより、暮らしと生きがいとともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

本市では、平成29年3月に「第2次臼杵市地域福祉計画」を策定し、地域における人と人のつながりを再構築し、一人ひとりの人権を大切にしながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようなまちづくりを進めてきました。

本計画においても、前回計画の考え方を引き継ぎながら、市民をはじめ団体、機関が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく『地域共生社会』を実現していくため、本市における地域福祉を推進する指針として「第3次臼杵市地域福祉計画」を策定します。

### (2) 法的な位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、市町村における地域福祉推進のための理念や方策を示すものです。

#### ■社会福祉法(抜粋)

##### 第4条(地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一因として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

##### 第107条(市町村地域福祉計画)

## ◆第1章 地域福祉計画について◆

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

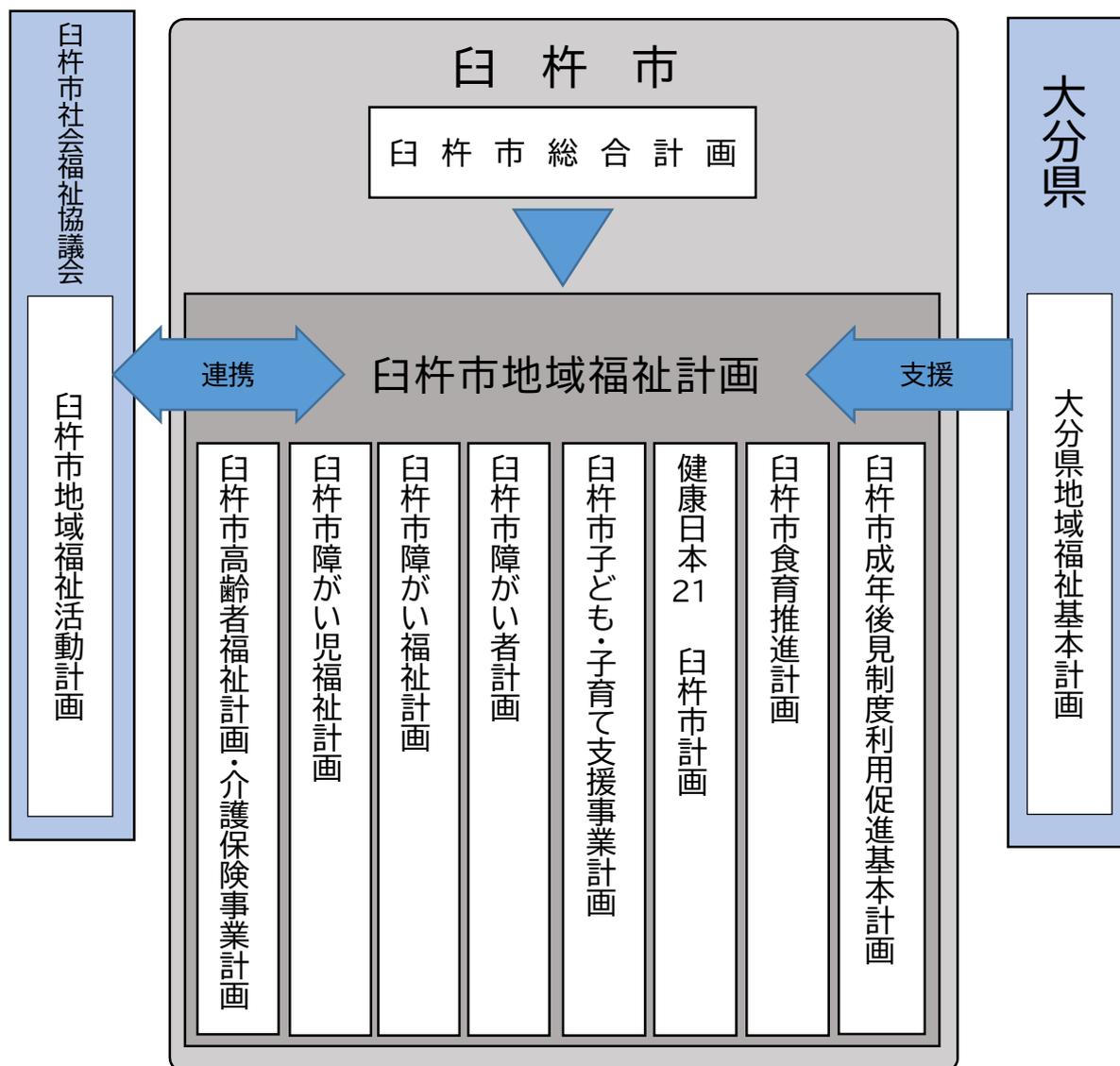
### (3) 臼杵市総合計画及び他の行政計画との関係

第2次臼杵市総合計画(平成27年(2015年)~令和6年(2024年))は、地域づくりの最も上位に位置づけられる行政計画で、長期的展望に立った計画的効率的な行政を行う指針となるものです。

本計画は総合計画に基づく地域福祉に関する部門計画として位置づけられ、総合計画の関連施策と連結した計画となっています。

臼杵市では、福祉分野の行政計画として「臼杵市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「臼杵市障がい者計画障がい福祉計画」、「臼杵市子ども・子育て支援事業計画」などを策定しています。これらの福祉分野の個別計画は、それぞれの対象者に対する公的サービスの提供の方針や具体的な取組を示す行政計画であり、社会福祉法の中で、市町村地域福祉計画で定めるとされている事項について、取組を定める計画になっています。そのため、地域福祉計画は他の福祉分野の行政計画を内包する計画と位置づけられます。

■図1 地域福祉計画とその他の計画の関係イメージ



## 2. 地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」は、地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者などの民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会が中心となって策定するものです。

### 3. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的な推進

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、民間の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は共通の目的を持ち、いわば車の両輪のように、地域住民をはじめとする地域福祉の推進に関わる様々な担い手の協力と参画を得ながら、取組を展開していく必要があります。

これらが一体となった計画を策定していくことにより、臼杵市と臼杵市社会福祉協議会を中心として、地域住民や民生委員児童委員、自治体や各種団体、福祉や介護サービス事業所、関係機関・団体など、地域福祉の推進に関わる様々な担い手との連携や協働のあり方を明確にした、より実効性のある活動が可能となります。

このような考え方のもと、臼杵市と臼杵市社会福祉協議会は、地域住民が、身近な地域で互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域福祉に関する活動などを積極的に推進するため、両計画を一体的に策定するものとします。

### 4. 計画の期間

「第3次臼杵市地域福祉計画」の期間は、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間です。

ただし、社会状況の変化への対応や関連計画との整合性を保つ目的で、必要に応じて見直しを行います。

◆第1章 地域福祉計画について◆

■図2 主な福祉関連計画とその計画期間

